

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和6年5月31日作成)

法令名	林業種苗法
根拠条項	第10条第1項
許認可等の種類	生産事業者の登録
法令の定め	第10条第1項 生産事業を行おうとする者は、その住所地（法人にあっては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 2 生産事業の内容 3 事業所の名称及び所在地 4 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所 5 生産事業の開始年月日 6 生産事業に従事する者で知事が開催する講習会の課程を修了したものの氏名及び住所 7 生産事業に係る苗畑面積
標準処理期間	総期間 20 (日)・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	各（総合）振興局産業振興部林務課 (電話番号：)
申請先	同上 (電話番号：)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsakijun.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和6年5月31日作成)

法令名	林業種苗法		
根拠条項	第20条第2項		
許認可等の種類	指定採取源からの採取に係る種苗の証明		
法令の定め	<p>第20条第2項</p> <p>都道府県知事は、申請があつた場合には、農林水産省令で定めるところにより、種穂が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取されたものであること又は苗木が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取された種穂から育成されたものであることについての証明をすることができる。</p>		
審査基準	<p>1 種子の証明 指定採取源からのきゅう果の採取</p> <p>2 穂木の証明 指定採取源からの穂木の採取</p> <p>3 幼苗の証明 法第20条第4項の証明書又は都道府県が指定採取源から採取した旨の生産事業者表示票が添付されている種穂のは種又はさし付け</p> <p>4 幼苗以外の苗木の証明</p> <p>証明種穂のは種若しくはさし付け又は法第20条第4項の証明書若しくは都道府県が指定採取源から種穂を採取し、これから育成した旨の生産事業者表示票が添付されている幼苗の床替え</p>		
標準処理期間	総期間	20	①日・月 (注：休日は含まない。)
	経由機関		日・月 ()
	協議機関		日・月 ()
	処分機関		日・月 ()
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部林務課		(電話番号：)
申請先	同上		(電話番号：)
問い合わせ先	同上		(電話番号：)
備考	<p>申請は着手する日の30日前まで</p> <p>公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsakijun.htm</p>		